

# 令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務 (契約締結支援、ブリッジSE派遣支援) 仕様書

## 1 業務名

令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務（契約締結支援、ブリッジSE派遣支援）

## 2 事業の目的

本業務は、欧米IT企業とのマッチングが成立し、契約締結フェーズに進んだ札幌市内IT企業（以下「支援企業」という。）に対して、契約締結に係る専門的支援及びプロジェクト開始後のブリッジSE派遣支援を行うことで、言語・法令・商慣習の障壁を解消し、グローバルパートナーシップの構築と取引の継続を実現することによって、市内IT産業の収益源の多様化と高付加価値化を図り、市内産業全体の振興に寄与することを目的とする。

## 3 業務内容

受託者は、以下の業務を実施する。なお、3（3）及び（4）に示す支援の提供にあたっては、支援メニューごとに「単位（ポイント）」を設定し、支援企業が割り当てられた単位数の範囲内で必要な支援を選択する仕組み（以下「単位制」という。）を構築・運用すること。

### (1) 単位制支援システムの構築と運用

受託者は、3（3）及び（4）に示す支援メニューについて、市場価格等を勘案した適切な単位（例：1時間あたり〇〇単位）を設定することとし、企画提案書において主要な支援メニューごとの想定単位を提示すること。最終的なメニューのラインナップ及び設定単位については、委託者と協議のうえ決定すること。

#### ■支援メニューごとの単位設定イメージ

支援メニュー	単位
契約書翻訳作業	1単位/時
リーガルチェック	2単位/時
ブリッジSE派遣	50単位/月

※本表はあくまで例示であり、メニューのラインナップ及び単位数は受託者の提案に基づき、委託者と協議のうえ決定する。

また、支援企業ごとの単位消化状況、支援内容の履歴をリアルタイムで把握できる管理簿を作成し、適正に管理すること。

### (2) 実務支援における情報管理・NDA締結フローの構築と運用

本業務による契約締結支援及びブリッジSE派遣支援の提供にあたり、海外企業が懸念する情報漏洩リスクに適切に対応するため、受託者、支援企業、支援する専門家人材やブリッジSE間の既存の秘密保持体制に加え、必要に応じて支援企業の相手方である海外企業（欧米企業等）との間で個別のNDA（秘密保持契約）を円滑に締結するための標準フローを構築し、運用すること。海外企業から実務支援体制（受託者や専門家人材等）に対

する秘密保持の確約を求められた際に、迅速に対応し、支援の遅滞を防ぐ措置を講じること。

### (3) 支援企業の募集及び選定

委託者の指示にもとづいて募集要項及び申請様式（又は申請フォーム）を作成のうえ、企業からの応募を受け付けること。

支援企業の選定は原則先着順とし、選定企業数は10社程度とする。ただし、申請内容（欧米企業との商談状況、支援の必要性等）を確認したうえで、募集要項に示した基準を満たさないと判断した場合は、委託者と協議のうえで落選とすること。

なお、選定基準については、成約の確度や事業の波及効果を重視するほか、本市で別途実施する「令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務（ビジネスマッチング支援）」の参加者を優先的に選定するよう、委託者と協議のうえで決定すること。

### (4) 契約締結支援（※単位制）

支援企業が欧米企業と有利かつ適切な条件で契約を締結できるよう、以下の専門的支援を提供すること。なお、法的な判断を伴う業務については、弁護士法等の関連法令に抵触しないよう、提携する弁護士等の有資格者が実施する体制とすること。

#### ア 専門家の確保

米国、欧州等の契約法務に精通した弁護士、司法書士、国際法務コンサルタント等の専門家を確保し、支援要請に迅速に対応できる体制を整えること。

#### イ ドキュメンテーション支援

専門家を派遣し、支援企業が提示する契約書案、秘密保持契約書、業務委託契約書等の英語化を行うとともに、現地の商慣習や法的リスク（賠償責任の上限、準拠法、知的財産権の取扱等）を踏まえた修正を行うこと。

#### ウ リーガルチェック

専門家を派遣し、契約候補（欧米企業）から提示された契約書を日本語化するとともに、現地の商慣習や法的リスクにかかる分析を行い、修正すべき条項や対案を具体的に助言すること。

#### エ 契約交渉への同席・支援

専門家を派遣し、契約候補（欧米企業）との契約交渉の場に同席して支援企業のサポートを行うこと。

#### オ リスクヘッジ手法の提案等

支援企業が単独で過大な法務・財務リスクを負うことに対する強い懸念に配慮し、単なる条項の修正助言にとどまらず、損害賠償責任保険等の活用によるリスクヘッジ手法の提案や、実質的なリスク低減に資する標準的スキーム（疑似的な商社的枠組み）の構築支援を含めること。

#### カ その他

ア～オのほか、受託者にて業務目的達成のために必要と思われる業務がある場合は提案すること。

### (5) ブリッジSE派遣支援（※単位制）

契約締結後のプロジェクト立ち上げ期において、円滑な業務遂行を支援するため、以下の通り人材支援を行うこと。

#### ア 人材の要件

高度な英語力（技術的な議論が可能なレベル）と、システム開発に関する知見（開発手法、ツール等）、そして欧米企業の商慣習への理解を併せ持つ「ブリッジSE（※）」を確保すること。

※委託者（欧米企業）と支援企業の橋渡し役を担うシステムエンジニア。委託者と支援企業のミーティングに同席するほか、支援企業からの相談に対応するなどして、言語や商慣習等に起因する委託者との認識齟齬の解消を担う。

#### イ マッチング、派遣

支援企業のプロジェクト内容や技術環境（言語、フレームワーク等）に応じて最適な人材を選定し、支援企業の指揮命令下で業務に従事させる（労働者派遣契約）、又は受託者の指揮下で業務支援を行う（準委任契約）こと。

※契約形態については、労働者派遣法等の関連法令を遵守し、偽装請負とならぬよう適切な措置を講じること。

#### ウ 業務支援

派遣開始後も定期的に支援企業及び派遣人材へのヒアリングを行い、コミュニケーションギャップの有無を確認し、必要に応じて調整や助言を行うこと。

#### エ その他

ア～ウのほか、受託者にて業務目的達成のために必要と思われる業務がある場合は提案すること。

### (6) 事業報告

#### ア 月次報告

毎月20日までに、当月の業務実施状況（支援企業ごとの単位消化状況、支援内容詳細、課題等）を記載した月次報告書を提出すること。

#### イ 完了報告

業務完了後、各事業の概要、成果（成約件数、契約金額、支援企業の満足度等）等について纏めた実施報告書を令和9年2月26日（金）までに提出すること。なお、実施報告書には効果、次年度以降の施策展開に向けた課題や提言（ロードマップ案等）を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

### (7) アンケート調査の実施

支援企業並びに派遣を行った専門家及びブリッジSEを対象としてアンケート調査を行い、結果をもとに効果検証を行うとともに、実施報告書において今後の更なる施策推進に向けた取組についての提案を行うこと。

調査手法及び質問項目等については、受託者からの提案をもとに委託者と協議の上、決定すること。

## 4 実施体制

- (1) 本業務の遂行にあたっては、IT産業及び国際法務に関する知識・経験を有する総括責任者を配置し、業務全体の進捗管理及び品質管理を行うこと。
- (2) 専門家やブリッジSEの選定にあたっては、その能力や適性を十分に見極め、支援企業のニーズに合致した人員を配置すること。

## 5 KPI

支援実施後に受託者において実施するアンケートにて「満足した」と回答する支援企業の割合が8割を超えること

## 6 秘密保持

- (1) 本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- (2) 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。
- (5) この秘密保持義務は、契約終了後も永続するものとする。

## 7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の個人情報の取扱いに関する特記事項を守るものとする。
- (3) 受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添「個人情報取扱状況報告書」の様式を用いて毎月20日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。

## 8 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 9 著作権等の取り扱い

- (1) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意することとする。
- (3) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡することとする。  
ただし、支援企業のために個別に作成された著作物（契約書案、法的意見書、翻訳成果物等）については、支援企業の事業活動における利用の円滑化を図るため、その権利を支援企業に帰属させることとし、この取扱いについて、あらかじめ専門家やブリッジSEとの間で権利関係を処理しておくこととする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証し、万一紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用において解決するものとする。

## 10 その他

- (1) 本市は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に本市へ報告すること。
- (3) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に札幌市との協議のうえ、決定すること。
- (4) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

【仕様書別添】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定、教育及び監督 (変更なし・変更あり)  (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (変更なし・変更あり)  (3) セキュリティ強化のための管理策 (変更なし・変更あり)  (4) 事件・事故における報告連絡体制 (変更なし・変更あり) ○ (発生した場合) 事件・事故の状況：  (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制 (変更なし・変更あり) ○ (実績ある場合) 概要：  (6) 関係法令の遵守 (変更なし・変更あり)  (7) 定期監査の実施 (変更なし・変更あり)  (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更 (なし・あり)	
2 その他特記事項等	